

住民税非課税の方・子育て世帯向け 幕別町プレミアム付商品券を販売します

今年10月に予定されている消費税・地方消費税の引上げが、住民税非課税の方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を促すため、住民税非課税の方・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の販売を行います。

申請時期、申請方法など手続きの詳細については、広報7月号でお知らせいたします。

▶購入対象者

①住民税非課税の方

平成31年1月1日において、幕別町に住民登録をされており、平成31年度の住民税が課税されていない方。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護受給者等は対象外です。

②子育て世帯

幕別町に住民票があり、平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主

▶販売額 1セット4,000円(500円券10枚5,000円分)

▶販売限度額 ※分割購入できます

①住民税非課税の方

1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売。(1人につき5セットまで)

②子育て世帯

対象となる子1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売。(対象となる子1人につき5セットまで)

▶販売期間

令和元年10月1日から令和2年2月28日まで

▶商品券使用期間

令和元年10月1日から令和2年3月10日まで

▶特殊詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください。

○「プレミアム付商品券」を販売するために、役場や内閣府などが手数料などの振込を求めること、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

○役場から個人情報を照会することは絶対にありません。役場や内閣府の職員を名乗る電話がかかってきたり、郵便が届いたら、役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

☎商工観光課(☎54-6606)、福祉課(☎54-6612)
こども課(☎54-6621)

取扱事業者を募集します

プレミアム付商品券の取扱事業者(加盟店)を募集します。

▶登録申請受付期間 6月3日(月)から6月28日(金)

▶登録できる事業者

- ①幕別町内に立地する店舗・事業所
- ②小売業、飲食業、サービス業並びに医療・福祉サービスを営む事業所。その他の業種においても直接消費者に販売又はサービスを提供している事業所
- ③幕別町プレミアム付商品券事業実施要綱・要領を遵守すること
- ④商品券の換金窓口となる次の取扱金融機関に口座を有すること。(取扱金融機関:北洋銀行幕別支店、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店(大樹支店))

※商工会会員以外の事業所も申請できます。

▶対象外事業所

- ①業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- ②その他幕別町商工会が不適当と認めたもの

▶登録窓口 幕別町商工会本所(錦町141-19)

平日 午前9時～午後5時

▶登録方法 幕別町商工会に備付けの「取扱事業者登録申請書」に記入押印し、商工会に提出して下さい
※事業者負担金はありません。

☎幕別町商工会(☎54-2703)

手づくりのまち推進委員会からのお知らせ

ガーデニング写真展の写真を募集します

毎年11月に実施しているガーデニング写真展に展示いただける写真を随時募集しています。

写真は、手づくりのまち推進委員会の関係者でご自宅まで伺い撮影しますので、当委員会事務局までお申し込みください。

☎手づくりのまち推進委員会事務局(☎54-6602・住民生活課住民活動支援係)

バンキングバスケット展示会を開催します

手づくりのまち推進委員会花づくり部によるバンキングバスケット展示会を開催します。お誘い合せのうえ、ご来場ください。

☎6月19日(土) 正午～6月22日(土) 午後3時まで

☎札内コミュニティプラザテラス

町内会に加入しましょう

地域の絆で、快適・安心・なかよく住みよいまちに

町内会は、地域みんなが助け合う心強い存在です。

幕別町には、住人の方が自主的に組織する町内会があり、親睦を深めながら地域の課題解決を図り、災害時の救助や単身高齢者世帯の生活支援など、地域のために様々な活動を行っています。

同じ地域に住む人たちが「助け合って暮らしていこう」という考えに基づき運営されている町内会は、地域に住むみなさんの「加入」と「活動への参加」によって支えられています。

主な町内会活動を紹介します

▶防災・防犯活動



北町第2では、自主防災組織を作り、避難や炊き出しなどの訓練を行っています。

▶親睦・レクリエーション活動



忠類地域では、毎年夏に行われる忠類ふるさと運動会に参加し、ご近所づきあいの輪を広げています。



糠内・駒島地域では合同で公民館まつりを行い世代間の交流を楽しんでいます。

▶環境美化活動



途別では、花を植栽したプランターを各家の出入口に置き、地域の景観づくりに取り組んでいます。

▶地域福祉活動



緑町第3では、70歳以上の方を招待して敬老会を行っています。

町内会に加入するには

加入方法や会費については、町内会長にお尋ねください。ご不明な点は役場までお問い合わせください。

☎住民生活課住民活動支援係(☎54-6602)

各種町税の減免のお知らせ

今年度において、経済的な理由により納税に困難な事情などがあるときは、その状況に応じて町税の減免を受けられる場合があります。該当する場合は、納期限の7日前までに減免申請の手続きが必要です。

詳細については、各担当係にお問い合わせください。

事由	対象となる税目
災害などにより所得が皆無となり、生活が困難となった場合	町道民税、国民健康保険税
生活保護を受けた場合	町道民税、固定資産税
一定の障がいがある方が、軽自動車などを所有する場合	軽自動車税（詳細は次のとおり）

▶軽自動車税の減免申請について

◆対象となる車両

- ①身体もしくは精神に障がいがあり、歩行の困難な方が所有する車両
- ②身体もしくは精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する車両
- ③その構造が、もっぱら障がい者の利用に供するためのものである車両

◆対象となる障がいの範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方（障がいの区分や級により該当にならない場合があります。）
- ②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ③知的障害者更生相談所または児童相談所の交付する判定書により知的障がいがあると認められる方
- ④精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると認められる方

☎町道民税 税務課住民税係(☎54-6604)

固定資産税・軽自動車税 税務課資産税係(☎54-6604)

国民健康保険税 住民生活課国保医療係(☎54-6602)

軽自動車税を口座振替で納められている方へ

軽自動車税を口座振替で納めている方への令和元年度継続検査(車検)用の納税証明書の発送は、7月中旬を予定しております。納税証明書がお手元に届く前に必要な方は、窓口で申請していただくことで平成30年度継続検査用納税証明書の有効期限を7月末日まで延長した納税証明書を発行することができます。

前年度までの納税の確認ができない場合、納税証明書を発行することができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

☎税務課収納係(☎54-6603)

交通規制(片側交互通行)のお知らせ

道路整備工事のため、交通規制を行います。
工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

▶**工事期間** 6月初旬～9月上旬

▶**工事区間** 札生北通 ※右図のとおり

▶**規制方法** 片側交互通行、夜間通行止め

☎土木課道路河川係(☎54-6622)



町税・使用料等の口座振替日のお知らせ

町税・使用料等の支払いは簡単便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替をご希望の方は、役場税務課収納係まで連絡いただくか、口座のある金融機関窓口で手続きしてください。
☎税務課収納係(☎54-6603)

区分	口座振替日			
	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税、町道民税(普通徴収分)、 下水道受益者負担金	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(木)	12月25日(水)
国民健康保険税(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 介護保険料(普通徴収)	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月1日(月)	7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)
	第5期	第6期	第7期	第8期
	10月31日(木)	12月2日(月)	12月25日(水)	1月31日(金)
軽自動車税	7月1日(月)	第1期のみ		
学校給食費	5月以降の 毎月末	※月末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日。 12月末の引落しは翌年1月6日(月)です。		
上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、 公営住宅料、教員住宅料、常設保育料、 へき地保育料、幼稚園保育料、学童保育料	毎月末	※月末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日。 12月末の引落しは翌年1月6日(月)です。		

町税は期間内に納入しましょう

6月17日(月)から7月1日(月)は、固定資産税、町道民税、軽自動車税、国民健康保険税の第1期納期です。

第2期以降の各種町税の納期は、下記のとおりです。☎税務課収納係(☎54-6603)

期間	固定資産税	町道民税	軽自動車税	国民健康保険税
6月17日(月)～7月1日(月)	第1期	第1期	第1期	第1期
7月16日(火)～7月31日(水)				第2期
8月16日(金)～9月2日(月)	第2期	第2期		第3期
9月17日(火)～9月30日(月)				第4期
10月16日(水)～10月31日(木)	第3期	第3期		第5期
11月18日(月)～12月2日(月)				第6期
12月2日(月)～12月25日(水)	第4期	第4期		第7期
1月16日(木)～1月31日(金)				第8期

町税の納税相談窓口を開設します

経済的な事情など、納期ごとの支払いが困難な方で、平日の昼間に相談ができない方を対象に「納税相談窓口」を開設します。

早めに相談いただくことで、様々な対応が可能になりますので、仕事などの理由で来庁できない方は積極的にご利用ください。

☎税務課収納係(☎54-6603)

忠類総合支所地域振興課(☎8-2111)

▶役場税務課、札内支所

☎6月16日(日)～6月21日(金)

日曜日 :午前10時～午後4時

平日夜間:午後8時まで

※札内支所の日曜日および平日夜間は納税相談のみの窓口となります。

▶忠類総合支所(地域振興課)

☎6月17日(月)～6月18日(火)

平日夜間:午後8時まで

☎収支が確認できる書類、印鑑

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和元年度の保険料等について～

▶6月に保険料額を個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 50,205 円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (平成30年中の所得ー33万円) ×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

※1年間の保険料の上限額は62万円です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度から8割軽減に変わります。

8割軽減への変更にあわせて、介護保険料については、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、老齢年金生活者支援給付金の制度が始まり、基準額月5,000円が支給されます。(金額は保険料を納めた期間等によって異なります。)

均等割軽減のうち、2割・5割軽減についても、所得判定基準が次のとおり見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円	8割軽減	10,041円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が5割軽減となります。今年度からは均等割軽減の措置期間が見直され、制度加入から2年を経過する月までの期間のみ均等割が軽減されます。

※所得の状況により、均等割の軽減割合8割、または8.5割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、住民生活課国保医療係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆保険料の支払方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

※「口座振替」を希望される方は、住民生活課国保医療係へ申し出てください。なお、「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。(年金からの支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。)

▶ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は住民生活課国保医療係までお問い合わせください。

▶病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

☎北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)、住民生活課国保医療係(☎54-6602)

65歳以上の方の介護保険料が変わります

今年10月に予定されている消費税率の引上げ(8%→10%)に伴い、令和元年度における第1段階から第3段階までの介護保険料については、公費負担による軽減が実施されます。(第4段階から第12段階の保険料は平成30年度と同額になります。)

令和元年度の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者		保険料率	年額	
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況			
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.375	24,300円	
第2段階		第1段階に該当しない方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.525	34,000円	
第3段階		上記に該当しない方	0.725	46,900円	
第4段階	世帯員に課税者がいる方	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85	55,000円
第5段階			上記に該当しない方	1.00 (基準年額)	64,800円
第6段階		本人が課税の方	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,700円
第7段階			合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	1.25	81,000円
第8段階			合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	1.30	84,200円
第9段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	97,200円
第10段階			合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.60	103,600円
第11段階			合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.70	110,100円
第12段階			合計所得金額が500万円以上の方	1.80	116,600円

※「課税年金収入額」とは、老齢年金や退職年金などの市町村民税の課税対象となる年金収入額で、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの年金収入額は含みません。

※「所得金額」とは、収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいい、「合計所得金額」とは、複数の種類の所得がある方において、それぞれの所得で算出された所得金額を合計した金額をいいます。

☎保健課介護保険係(☎54-3812)

介護保険料の減免・徴収猶予について

災害や失業などの理由による著しい収入の減少があり、保険料の納付が困難な場合は、その状況に応じて、保険料の減免と徴収猶予の制度があります。該当する場合は、納期限7日前までに申請が必要です。

▶対象者 納付義務者又はその世帯の生計中心者が次の①～④のいずれかに当てはまる場合

- ①地震や火災などの災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき
- ②死亡や心身障がい、長期入院により収入が著しく減少したとき
- ③事業の休廃止や損失、失業により収入が著しく減少したとき
- ④冷害や干ばつなどで農作物の不作、不漁により著しく収入が減少したとき

☎保健課介護保険係(☎54-3812)